

知って得する!

法律コラム



弁護士 堀内良

ハンコの『二段の推定』と電子署名

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の堀内です。
今回はハンコや電子署名の証拠上の位置付け
について概観いたします。

1 ハンコに関するルールー『二段の推定』

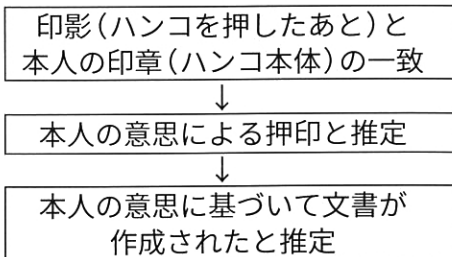
契約書や領収書などを例に、「私のハンコが勝手に押されたものです」といった類の争いは今も昔も絶えません。

このような文書が本当に作成名義人本人の意思に基づいて作成されているかについて、法律や判例が『二段の推定』と呼ばれる一定のルールを設けています。

2 『二段の推定』とは?

第1段階の推定として、文書の印影(ハンコを押したあと)が本人の印章(ハンコ本体)によるものであることが明らかになればその押印が本人の意思に基づいて行われたものと推定する、という判例があります。実印に限るものではなく、認印(いわゆる三文判)であっても推定が働くことされています。

第2段階の推定として、民事訴訟法228条4項は「私文書は、本人…の…押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定しています。



このような二段階の推定が働くことで、印影(ハンコを押したあと)と本人の印章(ハンコ本体)が一致していれば、本人の意思に基づいて文書が作成されたものと推定されます。争う側はこの推定を覆さなければなりません。

3 電子署名の場合

実際にハンコを押すわけではない電子署名の場合はどうでしょうか。

(1)本人の意思による電子署名といえるか

第1段階の推定に相当する「どのような場合に本人の意思によって電子署名が行われたと推定されるか」について、明確な裁判例はないようです。電子署名が本人の秘密鍵によって生成されたといえれば、その電子署名が本人の意思に基づいて行われたものと推定すべきとの考えが有力です。

また、推定に依拠しなくても、一連の電子的記録から本人の意思に基づく電子署名であることを立証することになります。

(2)電子署名及び認証業務に関する法律第3条

第2段階の推定を規定している民事訴訟法228条4項と同様の法律の規定が電子署名についても設けられています。

電子署名及び認証業務に関する法律第3条は「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定しています。

本人による電子署名が行われていれば、本人の意思に基づいて電子文書としての契約書等が作成されたものと推定されることになります。

4 さいごに

ハンコや電子署名は、いずれも文書・電子文書が作成名義人本人の意思に基づいて作成された方向に作用します。

モノ(印章)であれデータであれ、管理が非常に重要であることに変わりありません。